

仕様書

1 業務名

新たな水供給システムの共同調査・研究業務

2 業務の目的

広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）における水道事業は、人口減少による給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、事業を支える人材の不足など、様々な課題に直面している。

特に、水源確保が困難な地域や、既存の水道サービスでは条件不利となる今後も人口減少が見込まれる過疎地域や島しょ部などにおける小規模集落を多く抱えている。

これらの地域において、今後も、これまで同様に、水源、浄水施設及び管路を維持していくためには、大幅なコスト増が見込まれるなど、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを維持していくことが極めて困難な状況にある。

また、近年、豪雨災害や地震が発生した場合には、断水が長期にわたるなど住民の生活に必要な水の確保が大きな課題となっている。管路の敷設など水道の復旧には一定の期間を要することから、既存の水道システム以外の手法による飲料水や生活用水の確保策を探求していく必要がある。

このため、本水道企業団では、これらの課題を解決し、小規模集落においても水の供給を持続可能とすることを目的に、実証フィールドを活用した従来にはない製品やサービスによる新たな水供給システムの共同調査・研究を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年12月19日(金)まで

4 業務の要件定義

「2業務の目的」に記載する用語の要件は次のとおり。

(1) 新たな水供給システム

ア ダム及び河川などの水源確保から取水施設、浄水場、配水池、水道管などの整備による水の供給（以下「水道システム」という。）や将来の広域化による施設統合などの固定観念に囚われない水の供給方法であって、新たな付加価値を持つ水の供給システムであること。

イ 水道法第4条の規定に基づく水質基準項目と基準値（51項目）に適合し飲料水として問題がないこと。

ウ 自然災害による長期の断水、渇水による井戸枯れ、水源汚染（PFASなど）に対して住民が生活する上で、従来の水道システムより優位点があること。

(2) 過疎地域や島しょ部

人口減少により既存の水道施設での水供給が非効率と類推される地域。

(3) 小規模集落

数的定義は人口 100 人以下とする。

(4) 実証フィールド

ア 本水道企業団の構成団体である竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町から選定し、提案する場所。

イ 前項の場所の確保については、本水道企業団の責任で担保かつ保障するものではない。

(5) 従来にはない製品やサービス

水道水を利活用する家庭用浄水器及び飲料水のみを供給するウォーターサーバーは対象外とする。

5 提案する業務内容

(1) 実証フィールドの調査・選定・調整

ア 実証フィールドとなる小規模集落を選定し、当該市町との連絡調整を行うこと。

イ 実証フィールドは、受注者が提案する地域とし、業務委託契約書の締結により正式に決定する。

(2) 小規模集落におけるモデル事業の実施

ア 実証フィールドにおいて、事業実施対象者（住民）に提案内容を説明し、20 戸程度を目途にモデル事業として調査・研究事業を行う。

イ 前項(1)の実証フィールドへの新たな水供給システムとして提案した装置又は器具を設置するための設計、製造、購入、据付、改造、調整、協議などの一切を本業務に含む。

ウ イの装置又は器具を事業実施の間、運用管理する。

エ 本業務に起因して、事業実施対象者（住民）の生活に係るコストが増加する場合は、その差額の補填や必要な措置も業務に含む。

オ 事業期間終了後は、原則、原状復帰とし、必要な措置は本業務に含む。

カ ア～オの実施にあたって必要となる関係法令等の手続きの一切を含む。

(3) 調査・研究の成果報告

ア 既存水道システムとのコスト比較、安全性の検証

イ 運用実績の検証（安全性、環境適合性、処理水質の傾向など）

ウ 課題の抽出と解決策の検討・提案

エ モデル事業の結果を踏まえた水道企業団における今後の取組の方向性の提案

(4) その他

(1)～(3)のほか、業務の目的に資する独自の提案があれば、提案書に記載すること。ただし、実施に要する経費負担は、委託料の範囲内とする。

(例示：新たな付加価値を持つ水供給システムとしての機能など)

6 総括責任者

受注者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

また、企画提案時点で確約するものとし、原則、変更できない。

7 成果物

受注者は委託契約書に定めるもののほか、次の(1)～(3)の各号に掲げる時期に必要な書類を提出しなければならない。

また、成果物の納品方法については、次の(4)～(6)の各号に従い取り扱う。

(1) 契約締結後、速やかに提出

ア 業務計画書

イ 実施工程表

(2) 業務進捗に合わせ随時提出

ア 業務進捗報告書（毎月）

イ 緊急連絡体制表

ウ 状況写真（事業実施対象者の据付改造の前後の状況、原状復帰後の状況）

エ その他、発注者が必要とする書類

(3) 業務完了後に提出

ア 業務完了報告書

イ 前項5(3)による調査・研究の成果報告書

ウ その他、発注者が必要とする書類

(4) 提出書類及び成果物の納品方法

ア 成果物は全て日本語で作成すること。

イ 提出書類の納品は、電磁的記録により作成し、発注者が別途指定する場合以外は、Adobe Acrobat Reader で閲覧可能な形式で納品すること。

(5) 納品場所

〒 730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

広島県水道広域連合企業団 業務課

メール：gyomu@union.hiroshima-water.lg.jp

(6) 知的財産権の帰属

ア (1)から(3)の本業務における成果物については、著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める

全ての権利を含む。)は、受注者があらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て発注者に帰属するものとする。

ただし、(3)イの調査・研究の成果報告書については、発注者、受注者の双方に帰属するものとする。

イ アの成果報告書を発注者、受注者が他の国家、団体、企業、人物に情報開示、又は提供する場合は、契約期終了後も発注者、受注者がそれぞれ承諾を得て行うこととする。

ウ 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

8 再委託に関する事項

受注者は、原則として本業務の実施に係る業務を他事業者へ再委託してはならない。ただし、発注者と協議の上、承諾を受けた場合はこの限りではない。

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

ア 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。

イ 受注者における統括責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

ウ 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

エ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。

(2) 承認手続

ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等を明らかにし、あらかじめ発注者の承認を受けること。

イ アによる再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、同様に再委託に関する内容を明らかにし、発注者の承認を受けること。

ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を発注者に報告すること。

(3) 再委託先の契約義務違反など

再委託先において、本仕様書に定める事項に関する義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、事態の解決を図ること。

9 その他特記事項

(1) 特記事項

本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。なお、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(2) 機密保持

受注者は、次に掲げるア～ウの情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとする。

なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を提供、又は開示する必要が生じた場合は、発注者と協議し、事前に承認を得ること。

- ア 契約期間中に発注者が提示した情報（公表情報を除く。）
- イ 履行過程で知り得た情報
- ウ 納入成果物等に関する情報